

「平成29年度 農業・農村の動向等に関する年次報告」の概要

平成30年6月
農政部

北海道農業・農村振興条例第4条の規定に基づき、平成29年度における農業・農村の動向及び農業・農村の振興に関して講じた施策について報告するものである。

〔第1部 北海道農業・農村の動向〕

第1章 北海道農業・農村を取り巻く情勢

○ 国際貿易交渉の動き

- ・ 日EU・EPA交渉は、25年以降、18回の交渉会合を経て、29年7月の日EU首脳協議において大枠合意に至り、12月に交渉が妥結。
- ・ TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は、29年1月に米国が離脱した後の5月、米国を除く11か国が出席したTPP閣僚会合において、TPPの意義を再確認し、早期発効を追求する閣僚声明が発出。
11月に新しい協定（CPTPP：包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定（TPP11））が大筋合意に至り、30年3月に署名式が開催。
- ・ 国は、11月に「総合的なTPP等関連政策大綱」を決定。また、29年度補正予算や30年度予算で、大綱に基づく施策として農林水産業の体質強化対策に3,170億円を計上。
- ・ 道は、30年2月に「TPP11及び日EU・EPAによる北海道への影響について」を公表。また、道の29年度補正予算と30年度予算にTPP等関連対策として農業関係約710億円を措置。

○ 農政の新たな動き

- ・ 国は、28年11月に策定した「農業競争力強化プログラム」に基づき、29年度は、加工原料乳生産者補給金制度の見直しをはじめ、収入保険制度の導入や農業災害補償制度の見直し、土地改良法の改正などを具体化。
- ・ 米政策の見直しについて、国は、30年産以降は行政による米の生産数量目標の配分は行わないこととするとともに、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大を推進。
こうした状況を踏まえ、道では、29年7月に北海道農業再生協議会に「水田部会」を設置するとともに、全道及び地域段階における水稻全体の「生産の目安」を設定するなど、オール北海道体制で需要に応じた米の生産を推進。

第2章 北海道農業・農村の概要

○ 本道農業の特徴と地位

- ・ 29年の1経営体当たりの経営耕地面積は、28.2haで都府県平均の13.5倍、1農家当たりの乳用牛飼養頭数は123.5頭で同2.3倍、肉用牛飼養頭数は197.9頭で同4.7倍。

■ 本道と都府県の経営規模の比較(29年) (単位：ha、頭)

区 分	北海道(A)	都府県(B)	(A)/(B) (倍)
経営耕地面積(1経営体たり)	28.2	2.1	13.5
乳用牛飼養頭数(飼養農家1戸当たり)	123.5	53.8	2.3
肉用牛飼養頭数(飼養農家1戸当たり)	197.9	41.7	4.7

- ・ 28年の農業産出額は1兆2,115億円で、全国に占める割合は13.0%。乳用牛4,712億円(全国シェア51.6%)、野菜2,206億円(同8.6%)が都道府県別で第1位と、主要部門の多くで上位を占める状況。

第3章 農業構造

○ 農家戸数と就業構造

- ・ 販売農家戸数は、29年は3万6,300戸で、前年に比べ2.4%減少。このうち主業農家の割合は、75.2%と都府県の20.7%を大きく上回る状況。
- ・ 基幹的農業従事者数は、29年は8万5,700人で、前年に比べ1.8%減少。年齢階層別では、65歳以上の割合が37.0%と、都府県の68.2%を大きく下回る状況。

■ 販売農家戸数と基幹的農業従事者数の推移 (単位：戸、人、%)

区 分	北 海 道		都 府 県
	28年	29年	29年
販売農家戸数	37,200	36,300	1,164,000
うち 主業農家数	27,400	27,300	240,700
構成比	73.7	75.2	20.7
基幹的農業従事者数	87,300	85,700	1,421,500
うち 65歳以上	31,500	31,700	968,900
構成比	36.1	37.0	68.2

○ 農業の担い手の動向

- ・ 認定農業者数は、高齢化の進行や後継者不在などによる離農、複数戸法人の設立などに伴い、29年3月末現在で前年より559経営体減少し、3万497経営体。
- ・ 食料品製造・販売業や建設業等が、農業者と共同するなどして農地所有適格法人を設立する事例が増加傾向にあり、29年9月現在で206法人が参入。道が設置する「企業連携・農業法人化サポートデスク」の29年度の相談件数は106件。
- ・ 新規就農者は、近年は、600人前後で推移。28年は566人で、このうち新規学卒就農者は181人、Uターン就農者は268人、新規参入者は117人。

○ 地域営農支援システム

- ・ 高齢化や労働力不足の中で、農家を支えるコントラクターは、29年3月末現在で324組織と、前年より6組織減少。TMRセンターは、28年度で71組織と年々増加。
- ・ 酪農ヘルパー利用組合は、29年8月現在で86組合と、道東・道北の酪農専業地帯のほぼ全ての市町村に存在。

○ 担い手への農地の利用集積

- ・ 認定農業者等の担い手に集積された農地面積は、29年3月末現在で、103万4千ha(集積率90.2%)と、前年に比べ1万9千ha(1.7%)増加。

- ・ (公財)北海道農業公社が農地中間管理機構として実施する農地中間管理事業において、27年度に9,550haに達した借受面積は、機構集積協力金の都道府県別配分方法の見直しなどにより、28年度は1,278haに減少し、29年度も1,095haに減少。

第4章 消費者の信頼に支えられた安全・安心な食づくりや環境と調和した農業の推進

○ 道産食品の安全・安心の確保

- ・ GAPは、最も多く取り組まれているJAグループのGAPや、JGAP、GLOBALG. A. P.などの第三者認証GAPに取り組む産地や経営体も増加。
- ・ 地理的表示(GI)保護制度は、北海道では、30年3月末現在で「夕張メロン」と「十勝川西長いも」の2件が登録。
また、日EU・EPA交渉妥結によりGIの相互保護が合意。協定発効後、「ゴルゴンゾーラ」などは、EUのGI産品以外がその名称を日本で使用した場合GI侵害となる一方、「カマンベール」などは、これまでどおりの使用可能。

○ 愛食運動の推進

- ・ 29米穀年度(28年11月～29年10月)の北海道米の道内食率は、目標である85%以上に対し86%となり、6年連続で目標を達成。
- ・ 道産小麦の利用拡大を進めるため、「麦チェン！」運動を展開。道産小麦を使用する「麦チェンサポーター店」の登録数は、30年3月末現在で408店。

○ 環境と調和した農業の推進

- ・ 「YES!clean表示制度」を活用している生産集団は、30年3月末現在で、延べ279集団となり、9,453戸が55作物を生産。
- ・ 有機農業への取組は、有機JAS認定農家数は、29年3月末現在で271戸、販売農家に対する割合では0.7%。

第5章 主要農畜産物の生産等の動向

○ 稲作

- ・ 29年産の米の作付面積は10万3,900ha、収穫量は58万1,800トンで、作況指数は103となり、23年産から7年連続の豊作。
- ・ 29年産米の食味ランキングは、「ななつぼし」と「ゆめぴりか」の2品種が最高ランクの「特A」を獲得するなど、全国的にも高い評価。
- ・ 国は、29年11月に、主食用米等の需給見通しとして、30年産米の全国の生産量を735万トンと設定。
北海道農業再生協議会は、30年産の主食用米の「生産の目安」を、9万9,015ha(54万622トン)、加工用とその他を合わせた水稻全体で、10万7,019ha(58万4,322トン)と設定。

○ 畑作

- ・ 29年産の小麦の作付面積は、12万1,600haと前年に比べ1.1%減少。おおむね天候に恵まれたため、単位当たり収量は平均収量比113%となり、収穫量は60万7,600トンと、台風等の影響を受けた前年に比べ15.9%増加。

- ・ 29年産の大豆の作付面積は、4万1,000haと前年に比べ2.0%増加。単位当たり収量は平均収量対比102%となり、収穫量は10万500トンと、天候不順の影響で減収となった前年に比べ19.1%増加。
- ・ 29年産の馬鈴しょの作付面積は、5万1,200haと前年と同程度。全道的に融雪が早く、その後の天候にも恵まれたため、収穫量は187万9,000トンと台風等の影響を受けた前年に比べ9.6%増加し、平年並みまで回復。
- ・ 29年産のてん菜の作付面積は、5万8,200haと前年に比べ2.5%減少。好天により生育が順調に進んだことなどから、収穫量は390万1,000トンと台風等の影響を受けた前年に比べ22.3%増加し、根中糖分も前々年並みの17.1%。

■ 主要農産物の作付面積・収穫量の推移 (単位：ha、トン、%)

区分	作付面積			収穫量		
	28年産	29年産	増減率	28年産	29年産	増減率
水稲	105,000	103,900	▲ 1.0	578,600	581,800	0.6
小麦	122,900	121,600	▲ 1.1	524,300	607,600	15.9
大豆	40,200	41,000	2.0	84,400	100,500	19.1
馬鈴しょ	51,200	51,200	0.0	1,715,000	1,879,000	9.6
てん菜	59,700	58,200	▲ 2.5	3,189,000	3,901,000	22.3

○ 園芸

- ・ 野菜の作付面積は、ここ数年横ばいからやや減少傾向で推移しており、28年は5万5,900haと前年に比べ1.6%減少し、農業産出額は、2,206億円と前年に比べ0.8%減少。
- ・ 国内の野菜需要は、加工・業務用が全体の6割程度で、このうち輸入野菜のシェアが約3割を占める中、国では、加工・業務用野菜の供給力の向上を推進。道内でもたまねぎ、キャベツ、かぼちゃ、スイートコーンでの取組が推進。
- ・ 花きの作付面積は、13年をピークに減少傾向で推移。28年の切花類の作付面積は、481haと前年に比べ2.6%減少し、農業産出額は、90億円と前年に比べ6.3%減少。花き全体の農業産出額も118億円と前年に比べ3.3%減少。
- ・ 果樹の栽培面積は、りんごとおうとうが減少傾向で推移する中、ぶどうは増加。醸造用ぶどう専用品種の栽培面積は全国1位で、ワイン用ぶどう産地として、本道への注目度が高まっており、30年3月現在の道内のワイナリー数は、35か所と10年前の2.5倍に増加。

○ 畜産

- ・ 生乳生産量は、担い手の減少に伴う搾乳牛頭数の減少に加え配合飼料価格の高止まり等により25、26年度は前年を下回ったが、乳価の引上げや地域における各種増産対策の実施などもあり、27年度以降はほぼ前年並みで推移し、29年度は個体乳量の増加により前年度を若干上回る392万トン。
- ・ 牛肉生産量は、9万1,000トンで全国1位(全国シェア19.6%)。品種別生産量では、肉専用種が6,200トン(同2.9%)で、乳用種(ホルスタイン種の雄牛とホルスタイン種に黒毛和種を掛け合わせた交雑種)が8万5,000トン(同33.3%)となっており、道内生産量の93%を乳用種が占めている状況。

第6章 農業・農村における付加価値向上

○ 道産農産物・食品の販路拡大と輸出

- ・ 本道から海外に輸出された農畜産物は、29年で総額36億7,100万円と、前年より4億8,200万円減少。
- ・ 品目別では、ながいもが15億2,400万円(前年比83%)、L L牛乳などのミルク等が8億8,000万円(同122%)、たまねぎが4億2,100万円(同47.8%)、米が2億9,700万円(同117%)と、この4品目で輸出総額の85%を占めている状況。

○ 6次産業化の推進

- ・ 27年度の農業生産関連事業による年間総販売金額は、1,506億円と全国の7.6%、事業体数は3,440件と全国の5.6%となっており、取組内容は、農産物の加工及び農産物直売所が多く、2,620件と全体の76%を占めている状況。
- ・ 国では、6次産業化の取組を出資等により支援するため、株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)が、農林漁業者と2次・3次産業のパートナー企業等が設立した合弁事業体等に対し、サブファンドを通じて出資や経営支援を実施。道内では、30年3月までに、合計11事業体への出資が決定。

第7章 農業経営の動向

○ 農業経営の動き

- ・ 28年の水田作経営の1経営体当たり農業所得は、前年に比べ、農業粗収益が5.0%増加したが、農機具費や肥料費の増加などにより農業経営費が7.8%増加した結果、0.2%の増加。
- ・ 28年の畑作経営の1経営体当たり農業所得は、前年に比べ、賃借料や光熱動力費の減少などにより農業経営費が1.8%減少したが、農業粗収益が7.1%減少した結果、18.0%の減少。
- ・ 28年の酪農経営の1経営体当たり農業所得は、前年に比べ、農機具費や動物費の増加により農業経営費が2.3%増加したが、農業粗収益が9.1%増加した結果、34.5%の増加。

■ 本道の農家経済の概要(1経営体当たり) (単位:千円、%)

区 分	水田作経営			畑作経営			酪農経営		
	27年	28年	増減率	27年	28年	増減率	27年	28年	増減率
農業所得	6,009	6,018	0.2	11,472	9,411	▲18.0	16,133	21,699	34.5
農業粗収益	16,541	17,375	5.0	35,112	32,633	▲7.1	75,928	82,851	9.1
農業経営費	10,532	11,357	7.8	23,640	23,222	▲1.8	59,795	61,152	2.3
農業所得率	36.3	34.6	▲1.7	32.7	28.8	▲3.9	21.2	26.2	5.0

第8章 農業・農村の基盤整備と技術の開発・普及

○ 農業・農村の整備

- ・ 道は、「北海道農業農村整備推進方針」に沿って、農地等の地域資源の保全・整備を進め、多面的機能が十分に発揮される豊かな農村の創造、安全で安心な食の供給力を最大限に発揮させる生産基盤づくりとともに、安心して快適な農村づくりを推進。
- ・ 足腰の強い農業経営を目指した水田整備、競争力のある強い農業を目指した畑地整備、飼料自給率の向上を目指した草地整備などの農業生産基盤とともに、農畜産物輸送の効率化を目指す農道整備や農村地域の生活環境整備等を推進。

- ・ 台風等の自然災害により被災した施設は、営農に支障が生じないように直ちに復旧工事を実施。28年8月の相次ぐ台風による豪雨では甚大な被害が生じたが、29年12月末現在、災害復旧事業を活用して復旧する農地の約9割で復旧が完了。

○ 農業技術の開発・普及

- ・ 道総研農業研究本部等は、29年度の研究成果として、新品種では、直播栽培のさらなる作付け拡大に向けて、早生で低温苗立性に優れた水稲新品種「上育471号」や、豆腐加工適性に優れ、耐倒伏性や低温障害耐性に優れた大豆新品種「十育258号」等を開発。
- ・ 新技術では、ジャガイモ黒あし病の診断マニュアルや種馬鈴しょ生産費からみたコスト低減対策、無加温ハウスを利用した葉菜類の冬季栽培技術、ブルーベリーの簡易剪定法及び生育不良樹の改善法、たまねぎのネギハモグリバエの発生生態及び防除対策、草地における難防除雑草「ハルガヤ」の生育特性と低減対策等を開発。
- ・ 道内では、大型経営を中心に全国に先駆けてトラクターなどにGPSガイダンスシステムを搭載して活用する例が増加し、国内向けの約8割が本道に出荷される状況。さらに、生育センサーやリモートセンシングによる可変施肥システムの導入事例も増えており、生育の均一化や品質・歩留まり向上などに成果。

第9章 農業関係団体の動き

○ 農業協同組合

- ・ 29年度末現在の総合農協数は109組合。農協系統団体は組織基盤の強化に向けた取組を実施。
- ・ 28年4月に農協法が改正され、農業の成長産業化に向けた農協改革の一層の推進が図られており、JAグループ北海道では、「北海道550万人と共に創る『力強い農業』と『豊かな魅力ある農村』の実現」に向け、目標達成に向けた取組を推進。

○ 農業共済組合

- ・ 29年度末現在の農業共済組合数は5組合。
- ・ 国は、農業者ごとに農業収入全体を見て、総合的に対応し得る新たなセーフティーネットとして「収入保険制度」を31年産から実施するとして、29年6月に農業災害補償法の一部を改正し、農業保険法と改称。

○ 土地改良区

- ・ 28年度末現在の土地改良区数は73区。施設管理体制の再編整備など組織運営の合理化を推進。

○ 農業委員会・農業会議

- ・ 29年10月現在の農業委員会数は、169市町村に170委員会が設置。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員数は、2,391人と前年に比べ35人増加。
- ・ 28年4月施行の改正農業委員会法により、農業委員の選出方法が市町村長の任命制に一本化され、29年度には道内170委員会のうち157委員会が新たな農業委員会制度に移行。また、14委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱。

第10章 活力ある農業・農村づくり

○ 農業・農村への道民理解

- ・ 道は、都市住民との交流活動に意欲的な農業者が営む農場を「ふれあいファーム」として登録。29年度末で933農場が登録。

○ 農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組

- ・ 多面的機能支払交付金の支援により、29年度は、149市町村の853組織が農地法面の草刈りや水路の泥上げなどの基礎的保全活動に加え、水路、農道等の施設の軽微な補修や農村環境の保全等を実施。
- ・ 中山間地域等直接支払交付金について、29年度は、98市町村で320の協定が締結され、耕作放棄の防止や多面的機能の増進、機械・農作業の共同化など、集落の状況に応じた共同取組を実施。

○ 農業・農村とのふれあいの場の提供

- ・ 農産物の加工・販売、市民農園、ファームインなど、都市との交流促進を通じ、交流人口の増加や6次産業化など地域の所得、雇用に大きな効果が期待されているグリーン・ツーリズム関連施設数は、29年1月現在で2,459件。
- ・ 旅行形態や旅行者ニーズが多様化する中、幅広い視点でグリーン・ツーリズムを捉え、農山漁村の豊かな資源を活用し、農林漁業者を含む多様な主体が地域ぐるみで連携する「農村ツーリズム」の取組を推進。

〔第2部 農業・農村の振興に関して講じた施策〕

29年度においては、第5期北海道農業・農村振興推進計画の6つの施策の推進方針に即して、本計画に掲げている生産努力目標の達成に向けて、次の施策を総合的に推進。

第1 農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有

- ・ 農業・農村の持つ多面的機能について、ふれあいファームの登録制度や農業・農村情報誌の発行等を通じ、道民の理解を深めるコンセンサスづくりを推進。
- ・ 「どさんこ食育推進プラン」の効果的な推進に向け、「どさんこ食育推進協議会」の開催などを通じ、地域の食育の取組を支援。

第2 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進

- ・ 地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、地域が一丸となった産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援。
- ・ 米政策の見直しに対応し、北海道農業再生協議会に設置した水田部会を通じ、30年産米の「生産の目安」を設定するなど、需要に応じた米生産の取組を推進。
- ・ 加工・業務用野菜に係る生産・流通等の体系構築や新規野菜の導入検討、高度な施設園芸の一大産地化に向けた普及啓発活動や、野菜価格が著しく低下した場合の補給金の交付など、生産・出荷の安定化に向けた対策を総合的に実施。
- ・ 道産果実の優位性を高めトップクラスの産地を目指して、生産団体と連携し、高品質安定生産やブランド力の強化、高付加価値化、需要拡大などを推進。
- ・ 畜産経営の収益力の向上や飼料生産組織の経営の高度化など、「畜産クラスター計画」に基づく地域の中心的な経営体等が行う施設整備等を支援。
- ・ 穀類乾燥調製貯蔵施設・集出荷貯蔵施設等、地域における生産・流通システムの整備を総合的に支援。
- ・ 第7次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画の実現に向けて、放牧酪農の推進や乳牛のベストパフォーマンスの実現を支援する取組を実施。
- ・ ジャガイモシロシストセンチウの防除・まん延防止を図るため、発生状況の調査や緊急防除の実施、防除技術体系の実証など、総合的な対策を実施。

第3 国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進

- ・ 薬用作物の産地強化を目指す地域を総合的に支援し、地域生産モデル構築スキームを確立普及するとともに、地域の指導体制を確立。
- ・ 北海道6次産業化・地産地消推進協議会や地域検討会を開催し、関係機関・団体と6次産業化の推進に向けた情報共有や効果的な取組等を検討。
- ・ 6次産業化ネットワーク活動交付金により、新商品の開発に必要な施設整備や機械の導入等を支援。
- ・ 「北海道6次産業化サポートセンター」を設置・運営し、道産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大等の取組に向けた指導助言活動等を実施。

- ・ 北海道産牛肉のブランド力の向上や消費拡大対策、需要拡大に向けた交流会や料理教室の開催などにより、安定した北海道産牛肉の生産を推進。
- ・ 道産農畜産物の輸出品目の拡大に向け、米、青果物、牛肉等を重点品目に、品目別の課題等を踏まえた戦略的な取組を実施。
また、道産農畜産物を継続して販売する売場を台湾に開設。
- ・ 2020東京オリパラ大会への道産食材の供給を推進するため、「2020東京オリンピック・パラリンピック北海道農林水産物供給可能食材リスト」を取りまとめ、大会スポンサー等の関連企業や大会組織委員会等へのPR活動を実施。

第4 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保

- ・ 新規就農者の確保・定着を図るため、高校生など若者の就農意欲の喚起に向けた取組を新たに展開するとともに、地域の就農促進事業を支援。
- ・ 若手農業者や農業法人等の経営の多角化を支える部門担当者を対象に、専門家等による高度な経営力を有する人材を育成するための研修を実施。
- ・ 農業経営の法人化に向けた研修会の開催や相談・指導活動、「企業連携・農業法人化サポートデスク」における相談対応、地域と企業とのマッチング支援など、地域の実情や目指す経営の状況等に応じた支援により、農業法人の育成・確保に向けた取組を推進。
- ・ 酪農ヘルパーに酪農経営全般の技術を習得してもらい、高齢酪農家等の経営を支援する「酪農経営ヘルパー」として育成。

第5 農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入

- ・ 農地の生産力を最大限に引き出し、収量の向上を図りながら安全で良質な農産物を安定的に生産するため、農家負担を軽減する施策を活用し、ほ場の大区画化など、農業者の生産コスト低減に資する生産基盤の整備を推進。
- ・ 良質な自給飼料に立脚した酪農・畜産経営を確立するため、担い手の飼料基盤の整備促進に向け、道と市町村が連携し農家負担を軽減。
- ・ 優良農地の確保や耕作放棄地の発生防止を図るとともに、農地中間管理事業を活用した農地の流動化対策を進め、意欲ある担い手への利用集積を推進。
- ・ スマート農業に関する情報の共有・発信や課題の検討、人材育成や技術体系の確立支援など、地域の営農システムへの戦略的な技術導入を推進。

第6 活気に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり

- ・ 住民が自分たちの農村を守り育てていこうという意欲を喚起し、コミュニティ活動を活発化するため、農村の多様な資源を調査し、住民が農村の価値や魅力を再認識する機運を醸成するとともに、農村の将来構想づくりを支援。
- ・ 多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業及び環境保全型農業直接支援対策事業の実施等により、農業・農村の多面的機能を支える地域活動や農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援。
- ・ 都市と農村との共生・対流等を推進するとともに、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図るための自立的に活動できる受入体制の構築を支援。